

1. 法律の体系と構造

1.1 ナイジェリア法の基礎となっている法体系を説明して下さい。

ナイジェリアの法体系は、英国による植民地化を理由としてナイジェリアに適用される英国法に由来している。これには、コモンロー、衡平法の原則、1900年1月1日以降英国で効力を有する通則法、及び、1960年10月1日より前に制定されてナイジェリアに拡大適用されている英国法が含まれる。ナイジェリア法は、ナイジェリアの立法府が制定した法律、慣習と伝統の慣習法化、及び判例法を通じて発展してきた。

1.2 会社の設立に利用可能な法人組織には、どのような種類のものがありますか。これらの法人組織の法的特徴及び設立手続並びに会社の設立に関連して定期的に必要届出や費用を簡潔に説明して下さい。

2004年ナイジェリア連邦法(Laws of Federation of Nigeria 2004)第C20章における、会社及び関連事項に関する法律(The Companies and Allied Matters Act)(以下「CAMA」という。)は、ナイジェリアの会社に関する事項を規制する主要な法律である。同法は、第54項において、ナイジェリアで事業を行うために、外国人投資家はナイジェリアにおいて別法人を設立しなければならず、当該法人が設立されるまでは、(CAMAに基づく法人設立の事前準備として通知その他の文書を受領することを除き、)いかなる目的においても、ナイジェリアに事業所又は送達若しくは手続のための住所を有してはならないと規定している。

ナイジェリアの事業体は、①非公開株式会社(private companies limited by shares)、②非公開有限責任保証会社(private companies limited by guarantee)、③公開株式会社(public companies limited by shares)又は④無限責任会社(unlimited liability companies)のいずれかの形態で設立可能である。もっとも、全ての事業体が、年次申告書を提出することを要する。

非公開株式会社(private companies limited by shares)

非公開株式会社は、所有者とは異なる法人格としての永続的な独立性、社印及びその名前において訴訟を提起し、応訴する能力を有する。非公開株式会社は、最低2名、最大50名までの株主が必要である。

非公開有限責任保証会社(private companies limited by guarantee)

非公開有限責任保証会社は、会社が、交流、芸術、科学、宗教、スポーツ、文化、教育、研究、慈善その他の類似の目的を推進するために設立される場合に適している。収入及び財産は、専ら当該目的の推進のためにのみ利用され、法律で認められている場合を除き、構成員に直接又は間接に分配がなされないこととされている。構成員の責任は、各構成員が、会社清算時に会社財産に対して寄付することを約した金額に限定される。会社清算時には、その残余財産は、構成員に分配されることなく、類似の目的を有する有限責任保証会社に移転するか、または一定の慈善目的に利用されることとなる。

公開株式会社(public companies limited by shares)

公開株式会社も、所有者とは異なる法人格としての永続的な独立性、社印及びその名前において訴訟を提起し、応訴する能力を有する。もともと、公開株式会社には、株主の人数に上限がない。

無限責任会社(unlimited liability companies)

無限責任会社の構成員は無限責任を負う。このことは、当該会社が債務を支払うことができない場合において、債権者が、その債務の支払いを、当該会社の構成員に請求できることを意味する。

一般的に、上記の法人の設立手続には、当該法人の商号をまず選択し、当該特定の商号が利用できるかを法人所管委員会(Corporate Affairs Commission)(以下「CAC」という。ナイジェリアの会社登録機関である。)において調査し、利用可能であればその確保を行うことが含まれる。

次に、会社の定款(memorandum and articles of association (M&A))を準備することを要する。法律上、全ての会社において、最低 2 名の株主と 2 名の取締役が必要とされている。しかしながら、1 名の株主が当該会社の株式のほとんどを保有し、もう 1 名の株主が 1 株のみを保有することも認められている。定款は、以下の書類とともに CAC に提出される。

- ① 当該会社の授権株式資本及び株式割当に関する報告書(Form CAC 2)
- ② 上記株式資本に関して支払われるべき印紙税を支払済であることの証拠。支払うべき印紙税額は、当該会社の授権株式資本の 0.75%である。(ただし、有限責任保証会社の場合には、株式資本を有していないことに照らし、僅少の印紙税、すなわち、500 ナイジェリアナイラ(NGN 又は=N=)(US\$1=NGN155.75 という現在の交換比率によれば、約 US\$3.21)で足りる。)
- ③ 当該会社の設立時取締役(最低 2 名必要)の詳細に関する報告書(Form CAC 7)
- ④ 当該会社の登録事務所の所在地に関する通知(Form CAC 3)
- ⑤ 代表事務所の登録前に行うべき全ての事項が順守されたことを確認する旨の弁護士による宣誓書(Form CAC 4)

3 番目に、申請料(資本金の 1%(但し、公開会社の場合は 2%))を会社登録官吏(Registrar-General of Companies)に支払うことが必要である。

最後に、当該申請が認可されれば、法人設立認可証が発行される。

1.3 上記各法人に関して、その法人の投資者は株式に関し、償還株式(redeemable shares)、優先株式(preference shares)、売渡権/買取権(puts/calls)、当該法人の株式に関するオプション権/ワラント(options/warrants)を含めて、あらゆる投資の権利及び手段を有していますか。

有限責任保証会社の場合には、株式資本がなく、利益を分配できないことから、投資家は、投資の権利を有しない。しかしながら、上記のその他の会社においては、ナイジェリアにおいては利用できないワラントを除き、あらゆる種類の投資の権利を利用可能である。もともと、かかる投資の権利の内容は、当該法人に適用される規則(すなわち、定款)の条項次第である。

1.4 これらの法人における投資家の権利(また、特に少数投資家の権利)は法律によって保護されますか。

一般的に、投資家の権利はナイジェリア法で保護されており、CAMA の第 299 条から第 330 条までは、少数派の投資家を保護する条項を規定している。当該条項により、少数派株主は、会社に対して行われる不正行為、又は、少数派株主の権利に悪影響を及ぼす不正行為を是正するために、多数派の行為に異議を申し立てる権限が与えられている。

1.5 投資者は、工業所有権及び知的財産権の承認及び保護を受けることができますか。

商標

商標法(the Trade Mark Act)の下では、商品及びサービスについて名称/ロゴを登録することが認められている。成功裏に登録するためには、商標登録機関(the Registrar of Trade Mark)に対し、当該単語/記述が普通名詞と区別できる特徴を有していることを証明する必要がある。当該ロゴは、識別力がなければならず、既に登録されている商標と同一であってはならない。登録は、初回は通常 7 年間認められ、申請により 14 年毎に更新することができる。登録商標権者は、第三者を使用権者として登録することができる。

特許及び意匠

意匠及び特許の登録も可能である。投資家は、登録意匠権者として、他の者が製品の製造において意匠を再現し、意匠を使用した製品を輸入若しくは販売し、又は商業的な目的でかかる製品を利用するのを排除する権利を有する。投資家は、登録特許権者として、特許・意匠法(the Patents and Designs Act)に規定された多数の方法により、第三者がその特許を侵害するのを排除する権利を有する。投資家は、自己が発明者であるか否かを問わず、ある発明に関する特許を最初に出願する者又は外国特許出願に基づく優先権を最初に主張する者として定義されている「法定の発明者(statutory inventor)」として、ナイジェリアにおいて特許を登録することができる。しかしながら、真の発明者は、当該特許において真の発明者として登録される権利を有

しており、この権利は契約によって変更を受けない。同様に、投資家は、「法定の発明者」と類似の定義による「法定の発明者(statutory creator)」として意匠を登録することができる。特許は、関連する申請の日から通常 20 年間認められ、所定の年間維持費を支払わなければ、無効になる。意匠は、初回 5 年間登録することができ、所定の費用を支払う毎に 5 年間ずつ 2 度更新することができる。

登録の優先権

ナイジェリアは、1883 年の知的財産の保護に関する国際条約(the International Convention for the Protection of Industrial Property 1883)の修正条約(パリ条約)の締約国である。全平等の原則、すなわち、もし投資家が特許出願、又は商標、実用新案若しくは意匠の登録出願を行うことを希望すれば、出願に関し、原(出願)国又は当該特許が最初に登録された地もこの条約の締約国である場合には、優先権を享受することになる。しかしながら、ナイジェリアの法律の下では、この条約が対象とする条約締約国は、1971 年の特許・意匠令(条約の締約国)(the Patents and Designs (Convention Countries) Order 1971)に記載されている国である。もし、投資家が、条約締約国においてかかる申請書を提出済の場合には、当該申請の日の後、特許及び実用新案の場合には 12 か月、商標の場合には 6 か月、それぞれ優先権を保有するものとされている。もし、投資家が、ナイジェリアにおいて商標又は特許を登録することを希望する場合には、優先期間が経過していない限りにおいて、当該申請が当該締約国での申請日に行われたものとみなされる。

2. 外国投資及びコーポレート・ガバナンス

2.1 私企業への外国資本規制又は私企業にとっての国内調達規則には、(もしあれば)どのようなものがありますか。

2004 年ナイジェリア連邦法(Laws of the Federation of Nigeria 2004)第 N117 章のナイジェリア投資推進委員会法(the Nigerian Investment Promotion Commission Act)(以下「NIPC 法」という。)の規定に基づき、外国投資家が有限責任会社の資本の 100%を保有することは可能である。また、「ネガティブ・リスト」に規定された一定の事項を除き、100%が外国資本であるナイジェリアの会社は、ナイジェリア人がその全部又は一部を保有しているナイジェリアの会社と同様の事業に従事することができる。ネガティブリストによって禁止されている事業の分野は、以下の通りである。

- ① 武器弾薬の製造
- ② 麻薬及び向精神罪の製造及び販売
- ③ 軍事又は準軍事的な衣類及び携行品の製造(警察並びに税関、出入国管理及び刑務所業務の衣類及び携行品を含む。)
- ④ 連邦評議会(the Executive Council of the Federation)が随時決定するその他の事項

石油及びガス並びに沿海航行の分野の会社に関して、ナイジェリア人が最低 51%の株主資本を保有している会社は、契約の入札に際して第一順位の又は排他的な考慮対象となる。

2.2 通貨の兌換性及び本国送金に対する制約にはどのようなものがありますか。投資の取得及び処分に必要な手続の段階には、(もしあれば)どのようなものがありますか。

一般的に、通貨の兌換性及び本国送金に対する制約は存在しない。

しかしながら、現在のナイジェリアの規制の枠組みにおいては、配当及び利益を送金することを望む外国投資者は、承認取引業者(Authorised Dealer)(ナイジェリア中央銀行(the Central Bank of Nigeria)(以下「CBN」という。))によって外国為替を取扱うことを認可された機関(通常は銀行である。))を通じてナイジェリアに投資し、かかる導入の証拠として資本導入証(Certificate of Capital Importation)(以下「CCI」という。)を入手しなければならない。CCIは、流入した外国通貨がナイラに転換された後に初めて、承認取引業者によって発行される。しかしながら、一旦それが整うと、当該取引が「適格取引」(Eligible Transaction)に該当する限り、現金をナイジェリアから自由に送金することができる。投資の処分は「適格取引」として認定される。CCIは、投資家が公的な外国為替市場にアクセスすることを可能にする。株式の処分には譲渡益課税がされない。

2.3 私企業において持分権者(又はそれと同等の者)としての投資家の責任(投資家がある個人を会社の役員会(the management board)若しくは諮問委員会(advisory committee)、又はその他の委員会(又はこれと同等のもの)に選任した結果として生じるあらゆる責任を含む。)の限度について説明して下さい。

ナイジェリア法において、有限責任会社の場合には、公開・非公開を問わず、その構成員の責任は、その株式に対する払込済又は払込未了の金額に限定される。有限責任保証会社の場合には、構成員の責任が、それぞれ清算時に会社財産に寄付することを約した金額に限定される(これは通常、有限責任保証会社の定款において規定されている。)

無限責任会社においてのみ、その構成員が無限責任を負う。

2.4 法律上、取締役の義務は規定されていますか。会社の取締役が負う一般的な忠実義務(fiduciary obligations)及び誰に対して当該義務を負うかにつき、概要を説明して下さい。また、取締役会や委員会を規律する、独特のコーポレート・ガバナンスに関する規則はありますか。

取締役の義務は、CAMA に規定されている。取締役は、会社と委任関係に立ち、会社との取引において、会社に対する最大限の誠実性を順守しなければならない。CAMA 第 279 条は、以下のとおり規定している。

- (a) 取締役は、以下のような状況において、会社に忠実義務を負う。
 - (i) 取締役が特定の株主の代理人として行動する場合
 - (ii) 取締役が特定の株主の代理人ではなくても、当該株主又はその他の者が会社の発行する証券の取引を行う場合

- (b) 取締役は、会社の資産ひいてはその事業を守り、会社が組織された目的を推進するために、また、信頼できる、熱心で、注意深い、通常の熟練した取締役が当該状況において行動する態様にて、常時、全体として会社の最善の利益になると信じることを行うことが求められる。
- (c) 会社の取締役の自らの職務の履行をするにあたって考慮すべき事項は、その構成員の利益だけではなく、当該会社の従業員一般の利益も含まれる。
- (d) 取締役は、指定された目的のために自らの権限を行使するものとし、見返り目的で自らの権限を行使してはならないものとする。また、その権限が正しい目的のために行使された場合には、結果的に構成員に悪影響を与えた場合であっても、義務違反を構成しない。
- (e) 取締役は、特定の内容の投票を行べく、自らの裁量を制限してはならない。
- (f) 取締役は、CAMA の条項に基づいて自らの権限を委任することが認められている場合において、義務の放棄になり得る方法及び態様で自らの権限を委任してはならないものとする。
- (g) 定款若しくは会社の決議又は契約に含まれているか否かを問わず、如何なる条項も、取締役を本条に基づいて行動する義務から解放するものではなく、また、取締役を本項に基づいて課せられた義務の違反の結果として生じるいかなる責任からも解放するものではない。
- (h) 会社は、CAMA 第 279 条に基づいて取締役に課される義務について、取締役に対して強制的に執行することができる。

また、証券取引委員会(the Securities Exchange Commission)(以下「SEC」という。)のコーポレート・ガバナンス規則(Code of Corporate Governance)が公開会社の取締役には適用されるとともに、CBN のコーポレート・ガバナンス規則(Code of Corporate Governance)が銀行分野における会社の取締役には適用される。

2.5 社会保障給付を含め、私企業に適用される基本的な雇用関連の規制にはどのようなものがありますか。

私企業に適用される基本的な雇用関連の規制には、被用者補償法(the Employee Compensation Act)及び労働法(the Labor Act)がある。

社会保障の考え方は、ナイジェリアでは発展していない。

しかしながら、年金改革法(the Pension Reform Act)は、使用者に対し、各従業員の年金積立のための納付を行うことを要請している。年金改革法は、従業員に報酬が支払われてから 7 日以内に、総額で従業員の月間報酬の 15%を、従業員が選択した年金基金管理者(Pension Fund Administrator)に積み立てることを要請している。従業員が支払いを要する 7.5%を積み立てる場合には、使用者は、最低でも従業員の月間報酬の 7.5%を積み立てなければならない。しかしながら、使用者は 7.5%より多く積み立てることを選択することもでき、その場合、従業員が行う積立は、その割合で減少する。

3. 資金調達及び債権者の保護

3.1 現地調達の借入は、現地通貨又は外国通貨(例えば、米ドル)の何れも利用できますか。もし利用できる場合には、会社の買収に関する借入による資金調達の一般的な市場の傾向を説明して下さい。

ナイジェリアでは、現地調達の借入を利用することができる。借入の市場は、タームローン、リボルビングローン及び当座貸越のような、銀行が提供する商品が多い。タームローンが最も一般的であり、通常は 1 年か 2 年の短期のものである。しかし、プロジェクトファイナンスが関連する場合は、長期にすることができ、7 年まで伸長することができる。

3.2 買収資金が資本と負債の組み合わせを通じて調達され、会社のキャッシュフロー又は資産が負債の保護・返済のために用いられる「レバレッジド・バイアウト」の手法による会社の買収においては、(もしあれば)どのような制約がありますか。

買収毎に SEC の承認が必要であるが、「レバレッジド・バイアウト」の手法による会社の買収について、特有の制約は存在しない。また、対象とする会社の種類に基づいて、追加の承認が必要となる。例えば、銀行が対象となる場合には、CBN の承認が必要となる。

3.3 会社の持分権者が、自らが当該会社の他の債権者に優先するために、当該会社の資産及び/又は株式を担保に取ることは認められますか。認められる場合には、(もしあれば)担保の取得にいかなる手続が必要ですか。

会社の持分権者も、契約条件が不合理でない限り、会社の資産に担保を設定することはできる。しかしながら、ナイジェリア法の下では、会社の清算時に、賃金、給料、既発生の日当、国民準備基金(the National Provident Fund)の下での社会保障積立金のような、従業員に関する請求について、他の債権者の請求と比べて優先権が与えられている。持分権者である債権者は、他の債権者に優先することができない。

4. 撤退方法

4.1 ナイジェリアの会社への投資家が採りうる撤退方法について、全体像を教えてください。

ナイジェリアへの事業投資家の採りうる主な撤退方法としては、私的な売却、ナイジェリア証券取引所(NSE)への上場(公開会社の場合)、又は取引売却(投資先企業の持分の他の投資会社への売却など)の方法がある。

4.2 ナイジェリアには証券取引所はありますか。もしあれば、会社を上場する際の基本的な規則について教えてください。

証券取引所は存在し、公開有限責任会社は、上場規則に従って株式を上場することができる。上場規則は、とりわけ以下の要請を定めている。

- (a) NSE のディーリングメンバーの後援による上場申請
- (b) 公衆に対する株式申込みの勧誘を予定し若しくは実行済である公開会社であること、又は公衆がその株式に十分な関心を有して上場が保証されている点について NSE が納得する公開会社であること
- (c) 上場しようとする全ての証券が最初に SEC に登録されること

4.3 現地会社は、その株式の上場を、外国の証券取引所への上場とともに行うことができますか。

ナイジェリアでは、現地会社は、その株式を他の外国の証券取引所(ロンドン証券取引所やダブリン証券取引所など)とともに NSE に株式を上場することができる(但し、公開会社のみが NSE に株式を上場することができる)。NSE は、2 カ所での上場を認めており、他の証券取引所の上場会社が、二次上場、合同一次上場の方法により、ナイジェリア市場における流通性にアクセスしようとすることを支持、促進している。

5. 税務

5.1 会社や持分の保有者に適用される税金(収入、利子、配当、譲渡益への課税を含む)の種類を説明してください。

会社や持分保有者に対しては、ナイジェリア政府により数種の異なるカテゴリーの税金が賦課される。

企業所得税: 全ての会社の各年の査定利益に対して 30%の割合で課税される。これには、取引、事業又は投資から発生し、派生し、もたらされ又は受領した利益が含まれる。また、ナイジェリアでは配当その他の会社による分配金については、ナイジェリア源泉所得であるか否かに関わらず、10%の源泉徴収がなされる。

教育税: 教育税法(Education Tax Act 1993(as amended))に基づいて徴収され、ナイジェリア法に基づいて設立された会社について、利益(企業所得税法に基づいて査定される)の 2%が徴収される。

源泉徴収税: ナイジェリア法は、一定の活動やサービスを源泉徴収税の対象としている。これは、このような特定の活動やサービスにあたる取引において、ある者から会社に支払いがなされる場合、支払者は適用税率により税金を控除し、これを関連税務当局に納めるべきことを意味する。適用税率は、5%から 10%であ

る。

印紙税: 印紙税は、大部分の法的文書に対して課され、州と連邦政府により共同で管理されていて、書類の種類と性質により賦課されるものである。印紙税は、取引税とみなされ、課税率は書類の種類により変わってくる。定額の印紙税を課される文書もあれば、取引価格に応じた印紙税の課税がなされる文書もある。

譲渡益課税: 課税対象権利についての売却若しくは賃貸、又はその他の財産権の移転により会社に生じる全ての利益が 10%の譲渡益課税の対象となる。課税の対象となる資産は、有体又は無体のもので、当該資産がナイジェリアに所在しているか否かは問わない。しかしながら、会社がナイジェリア非居住者である場合には、ナイジェリアにて受領され、又は持ち込まれた額について課税される。

付加価値税(VAT): 付加価値税としては、課税対象となる商品又はサービスのインボイス価格について固定税率 5%が課税される。会社は、その事業のために購入する商品について支払った付加価値税(input tax)を、その売上について徴収した付加価値税(output tax)から控除することができる。徴収税額(output)が支払税額(input)を上回る場合には、超過額を連邦内国収入局(Federal Inland Revenue Service(FIRS))に納付するが、支払税額(input)が徴収税額(output)を上回る場合には、超過額について FIRS から還付を受けることができる。

税金そのものではないが、年金改革法(Pension Reform Act)は、使用者に対して各従業員の年金積立金への拠出を要求している。

5.2 ナイジェリアは、二国間の租税条約、投資協定を他の国(法域)と締結していますか。

ナイジェリアは、以下のような多くの国と二国間租税条約を締結している。

ベルギー、カナダ、フランス、オランダ、パキスタン、フィリピン、ルーマニア、南アフリカ及び英国

これに加え、ナイジェリアは現在、以下の 9 か国と二国間貿易協定を有している。

南アフリカ、キューバ、ベトナム、チュニジア、米国、エジプト、アルジェリア、ニジェール及びイラン

多国間及び地域レベルでは、もっとも主要なところでは、世界貿易機構(WTO)、貿易自由化計画(ETLS)及び西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)がある。

5.3 使用者及び従業員に課される税金の概要、並びに、誰が当該税金の徴収及び法定の届出の責任を負うか説明してください。

これらの税金は、通常、使用者から関連税務当局へ納付され、税金には以下のものが含まれる。

個人所得税: 法的根拠は、1993 年個人所得税令(現在は、個人所得税法)の第 104 条に求められる。ナイジェリアの全ての納税者は、ナイジェリア国内、国外に源泉を有するかにかかわらず、その収入の総額について納税義務があり、従業員に支給又は供与された給与、賃金、報酬、手当及びその他の収入、利益について課税対象となる。使用者は、税務当局の代理人とみなされ、従業員に支払われる給与から税金を控除し、税金を納付する。

しかしながら、ナイジェリアでは納税者の責任の範囲は、納税者の居住により決せられる。この場合の居住場所は、ナイジェリア国内で居住に使用している場所として定義され、ホテル及び宿泊所は除外される。

いずれかの 12 か月間に 183 日ナイジェリアに滞在した場合、ナイジェリアの居住者とみなされる。

居住許可を有する駐在者は、いずれかの 12 か月間のナイジェリアでの滞在が 183 日を下回ったとしても、ナイジェリアでの納税義務が生じる。一度、居住が生じると、その地方の関連税務当局が、居住又は主たる営業所を有する税務当局となる。

工業訓練基金(ITF)積立金: これは、工業訓練基金課税と呼ばれる(訓練)税であり、会社が 5 人以上の従業員を有し、又は年間粗利が NGN50,000,000(約 US\$315,358)以上である会社について、年間賃金総額に 1%の税率で課税される。

国家住宅基金(NHF)控除: 使用者は、全従業員の基礎給与の 2.5%を控除し、控除額を毎月 NHF に納付する必要がある。これは、国家住宅基金法(National Housing Fund Act 1992)により創設された義務であり、従業員のための住宅ローンを提供することを目的としている。

5.4 ナイジェリアの居住者ではない者が税務当局への登録及び/又は申告を求められるものがあれば、その状況の概要について説明してください。

ナイジェリアの居住者でない者は、税務当局への登録を求められない。しかしながら、その者はナイジェリア源泉の所得又は利益について、源泉徴収税を負担する。

6. 執行及び救済手段

6.1 契約の準拠法及び/又は紛争発生時に当事者が服する裁判管轄の選択について当事者が合意すること関し、何らかの法律上の制限はありますか。

法律上の制限はなく、ナイジェリア法においては、当事者は契約の合意において、自由に準拠法を選択することができる。しかしながら、ナイジェリアの裁判所は、選択された外国法が全体として契約の実態と無関係で、関連性がない場合には、明示された外国法の選択を終局的なものであると扱わないことになる。その場合、裁判所は、外国法の明示の選択に関わらず、以下の要素を考慮して管轄を定めることができる。

- (a) 証拠の所在場所、及び国内の裁判所と外国の裁判所をアクセスの容易性及び費用という観点から比較した利便性
- (b) 外国の裁判所における法の適用及びナイジェリア法との主要な点における相違
- (c) 当事者がどの国と関連性、緊密性を有するか
- (d) 両当事者が外国法、外国裁判所の管轄を選択したという理由でナイジェリアの手續の停止を求めている当事者が、真に外国で審理を受けることを望んでいるのか、それとも、手續上の有利性を追求しているに過ぎないのか
- (e) 外国裁判所で訴訟を行わなくてはならないことにより、以下の観点から原告の権利が害されるか否か
 - (i) 原告が当該請求に関する担保を失うかどうか
 - (ii) 原告が取得した判決を執行することができなくなるかどうか
 - (iii) 原告が国内裁判所では適用されない期間的な障壁に直面するかどうか
 - (iv) 政治的、人種的、宗教的又はその他の理由により公平な裁判を受けることができないかどうか

6.2 外国裁判所の判決は、現地の裁判所で執行できますか。できるとしたら、判決が承認されるプロセスを説明してください。

外国裁判所の判決は、ナイジェリアで執行することができる。ナイジェリア法は、コモンロー、判例と現地法令に基づいており、現地法の欠落がある場合には、イングランド法がナイジェリア法の欠落を補充する説得的な権威となる。この問題に関連する法律は、外国判決法(Foreign Judgments (Reciprocal Enforcements) Act)になる。

ナイジェリアにおいて、外国判決を執行するには、以下の条件を満たす必要がある。

- (a) 判決が終局的なものであり、当事者間において確定的なものであること。
- (b) 給付すべき金額が存在し、金額が罰金又はその他の懲罰として支払うものではないこと。
- (c) 判決執行の申請は、ナイジェリアの高等裁判所に対して判決の日(又は判決に対する上訴がなされた場合には、上訴に対する終局判決の日)から 6 年以内に行われなくてはならない。しかしながら、判決は原判決国の執行機関により執行できない場合には承認されない。

承認された場合、外国判決は執行の目的の効力と効果において国内判決と同様の効力を有し、これについて手續を執ることが可能となる。

判決債務は利息を伴い、承認を行う高等裁判所は、承認する判決について、承認の日において当該高等裁判所において当該判決が下されたのと同様にこれを管理する権限を有する。

6.3 リスク(政治的リスク、没収、汚職)を軽減するために、どのような保険及び/又は保証商品がありますか。また、外的要因((非)業績関連)を緩和するためにどのような手段が存在しますか。

ナイジェリアは、加盟国に対して、債務不履行、通貨交換不可、送金制限のみならず、戦争、テロ、騒擾、没収について補償する多数国間投資保証機関(Multilateral Investment Guarantee Agency (MIGA))に加盟している。また、投資者は政治リスクを補償するその他の機関を使うこともできる。

7. 政府と政治環境

7.1 近時、国有化され又は民営化された経済部門はありますか。

電力部門がある。連邦政府は、現在、電力部門改革法(Electric Power Sector Reform Act)及び電力に関する大統領タスクフォース機構を通じ、改革を実施している。電力部門改革法は、ナイジェリアにおいて私企業が電力会社に出資し、運営を行えるようにするために 2005 年に成立した。2005 年 3 月の電力部門改革法の制定以前は、ナイジェリアの電力部門の政策形成、規制、運営及び投資については、同国連邦政府が全責任を負っていた。電力部門改革法は、消費者保護のために必要な機構を形成し、電力部門市場への投資を刺激するために競争企業を導入している。連邦政府による半官半民の民間企業局が、電力持株会社を引き継ぐ会社の民営化を推進しており、これらの改革により、電力部門への一層の投資の招致が期待される。

7.2 外国又は民間投資者の関与について、政府の免許又は許可が必要となる経済分野はありますか。

営業許可

会社設立についての要件に加え、外国会社は連邦内務省(Federal Ministry of Interior (FMI))から、ナイジェリアでの営業を開始する前に営業許可証を取得しなければならない。営業許可証を取得するために、外資の参加している会社は、ナイジェリア会社に資本注入が行われたことの証拠を提出しなければならない。すなわち、外国投資家となろうとする者は、現金若しくは設備又はその組み合わせの形で投資をナイジェリアに持込む必要があり、出資を持込済であるという証拠を FMI に対して提供しなくてはならず、その資本流入に関しては、CCI がこれを証明する。

ナイジェリア投資促進委員会(Nigerian Investments Promotion Commission (NIPC))での登録

ナイジェリア投資促進委員会法(Nigerian Investments Promotion Commission Act Cap N117 Laws of the Federation of Nigeria 2004 (NIPC Act))は、その資本構造において外資が参加している全ての会社に対し、設立後に NIPC に登録を行うことを要求しており、登録の証明として、外資参加会社証明書が発行される。

上記の要請に加え、電力、交通、銀行、保険、石油・ガス、航空、電信分野に関心のある民間投資家は、所管当局から認可を取得する必要がある。

7.3 外国人の従業員を雇用することについて、何らかの認可や許可は必要ですか。

ナイジェリア会社が、その会社で稼働する外国からの駐在員を雇用しようとする場合には、雇用しようとする各駐在員について駐在員割当(Expatriate Quota)を取得しなくてはならない。駐在員割当は現状、FMIにより発行されており、これは当該会社が雇用することができる駐在員の数の上限を設定する許認可である。FMIのイミグレーションデスクは、当該会社の認証済株式資本と無関係に申請に対して割当数認証の数を決定する裁量を有する。しかしながら、典型的には申請者は少なくとも NGN10,000,000.00(約 US\$64,205.45¹)の登録済株式資本を有する必要がある。

当該割当は、一時的なベースで与えられるものであり、当初は 2 年の期間で認められ、5 回以内又は例外的な状況においては 10 年を超えない範囲で更新することができる。認められる割当の具体的人数については、会社の業務の正確な性質により決せられる。

ナイジェリア政府は、ナイジェリア人の雇用と訓練を奨励する政策を採用しており、そのため、駐在員割当の更新の可否は、通常、ナイジェリア人が駐在員の代役となるべき見習い者として任ぜられていることを示せるかどうかにより左右される。しかしながら、外国持分参加のある企業については、「見直されない限り永続」(permanent until reviewed(PUR))の割当を取得することができ、これは通常、当該会社の最高責任者(chief executives)について与えられる。更新又は PUR 割当の認証においては、費用(兌換外貨でも支払可能)が賦課される。

駐在員認証の後、駐在員はそれぞれ居住許可(ナイジェリアに居住し稼働するために必要な認証)を申請しなければならない。駐在員は、その家族、被扶養者を同伴することができ、これらの者を代表して手続を行うことになる。

7.4 近時のナイジェリアにおける投資環境に影響を与えそうな政治上の出来事(例えば、新しい又は提案されている外国投資者招致の取り組み)について説明してください。

複数の現在進行中の石油・ガス分野の改革、及びその分野の成長に変革をもたらすことが期待される石油産業法案(Petroleum Industry Bill)が、国民議会の両院(下院と上院)における第一読会を通過した。ナイジェリア石油・ガス産業内実発展法(Nigerian Oil and Gas Industry Content Development Act (Local Content Act))は、石油・ガス分野におけるナイジェリアのベンチャーと労働力の関与を増大させることを目指している。

¹ CBN の現在の換算レート US\$1=NGN155.75 による。

以上

(2013年7月22日現在)

本法律ガイドは、ナイジェリアで事業を行うことを希望する外国企業に有益な一般的情報を外国投資家に提供するために、Udo Udoma & Belo-Osagie (以下「UUBO」という。)によって作成されたものです。

UUBO は、本法律ガイドにおいて、特定の投資のために最適な枠組みや戦略について包括的なアドバイスを行うものではありません。提供される情報はあくまで一般的な内容なので、外国投資家は、ナイジェリアでの投資や会社設立を行う前に、更なる検討のため、追加の質問や、事業計画その他の要請に具体的に合わせたアドバイスの要請等を、UUBO に対して行うことをお勧めします。

また、本法律ガイドは一般的なものであり、特定の事実に基づく法的意見や助言ではない点にご留意ください。